

運 送 契 約 書 (案)

- | | |
|------------|--|
| 1. 契 約 件 名 | 令和8年度 茨城港乗用自動車による旅客運送 |
| 2. 運 送 区 間 | 発注者の指示する区間 |
| 3. 契 約 期 間 | 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| 4. 契 約 料 金 | 別紙認可書のとおり |
| 5. 契約保証金 | 免 除 |

印 収
紙 入

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長
黒瀬 康夫 と 受注者
とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって運送契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書記載の運送契約に関し、この契約書に定めるもの
のほか、別冊の仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、旅客運送をするために必要な
一切の手段については、受注者が定めることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し又は承継さ
せてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(係官)

- 第 3 条 発注者は、係官を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
係官を変更したときも、同様とする。
- 2 係官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限と
される事項のうち発注者が必要と認めて係官に委任したもののほか、設計図書に定める
ところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対す
る承諾又は回答
 - 二 この契約の履行に関する受注者又は受注者の担当者との協議
 - 三 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履
行状況の調査

(契約の変更)

第 4 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更することができる。この場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約期間を変更し書面をもって定める。

2 受注者は、契約料金に変更を生じたときは、すみやかに書面をもって発注者に通知し、発注者と受注者とが協議して料金を変更するものとする。

(一般的損害)

第 5 条 運送中における損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 6 条 運送中における第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(修理費等)

第 7 条 運送のための運転材料及び修理費等は、一切受注者の負担とし、車両故障等の場合は代替車を配車するものとする。

(運送の証明)

第 8 条 発注者は、運送の都度、受注者の指定する乗車票等に必要な事項を記載して受注者に交付するものとする。

(代金の支払)

第 9 条 受注者は、運送料（以下「代金」という。）の請求については、給付した3ヶ月分を取りまとめ請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第10条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第11条 発注者の責に帰すべき理由により、第9条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

二 第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除された場合において、これにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第13条 発注者は、契約期間内に前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(紛争の解決)

第15条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議して選定した第三者にその解決のあつせんを依頼するものとする。

(補 則)

第16条 この契約書に定めのない事項については、道路運送関係法令の定めるところによるものとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書 2 通を作成し、発注者と受注者とが各自保管する。

令和 年 月 日

発注者	住所	茨城県鹿嶋市栗生 2 2 5 4
	氏名	分任支出負担行為担当官
		鹿島港湾・空港整備事務所長 黒瀬 康夫

受注者	住所
	氏名